事　務　連　絡
令和８年６月５日

地区薬剤師会
学校薬剤師担当者 様

公益社団法人　東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会を通じて通知がありましたので、貴会会員学校薬剤師をはじめとする関係者への周知をよろしくお願いいたします。

㊞

日 薬 業 発 第　65 号
令 和 ８ 年 ５ 月 18 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
担当副会長　荻野　構一

麻しんの感染拡大防止に向けた学校及び認定こども園に対する周知について
（情報提供）

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、標記につき、別添のとおり文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課より都道府県・指定都市教育委員会等の関係諸機関宛に事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

本件は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課より関係省庁宛に、別添の「麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ」がとりまとめられたことの連絡とともに、更なる感染拡大防止に向けた周知や情報提供の依頼が行われたことを受けてのものです。文部科学省から関係諸機関宛の連絡では、標記の件について所管の学校、認定こども園等に対する周知を行うよう依頼されており、あわせて、ワクチン接種において本人や保護者の判断が尊重されるべきことが連絡されております。

国民の皆様へのメッセージ（別添）では、症状がある場合の適切な対応、自治体の疫学調査への協力、予防接種歴の確認及び必要に応じたワクチン接種の検討が呼びかけられています。また、保育園や学校職員、医療機関職員等についても接種が不十分な場合の対応の検討が注意事項として挙げられております。

つきましては、会務ご多忙の折恐縮ですが、貴会会員への情報提供につきましてご高配の程宜しくお願い申し上げます。

【参考】

○厚生労働省ホームページ　麻しん（はしか）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html

麻しんの感染拡大防止に向けた周知についてお知らせするものです。

事　務　連　絡
令和８年５月１日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各　都　道　府　県　私　立　学　校　主　管　課
各　国　公　私　立　大　学　事　務　局
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局　御中
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 事 務 局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

麻しんの感染拡大防止に向けた周知について（依頼）

標記について、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課及び予防接種課より、別添のとおり麻しんの感染拡大防止に向けた周知依頼がありましたので、お知らせします。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては、所管又は所轄の学校法人等及び学校等に対して、国公立大学法人におかれては、各附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、周知されるようお願いします。

なお、別紙中「麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ」（以下「メッセージ」といいます。）についてのお問い合わせは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課又は予防接種課にお願いします。

また、メッセージにおいては「＜ワクチン接種のご検討＞」という項目がありますが、もとよりワクチンの接種は、本人や保護者の判断が尊重されるべきものであることを申し添えます。

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局　健康教育・食育課
０３－５２５３－４１１１（代表）（内２９７６）

別　添

事　務　連　絡
令和８年４月24日

法務省出入国在留管理庁総務課
法務省出入国在留管理庁政策課
財務省関税局総務課
財務省関税局管理課
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課　　御中
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室
国土交通省大臣官房危機管理室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局家庭福祉課

厚生労働省
健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課
予防接種課

麻しんの感染拡大防止に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より感染症対策行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

重症になりやすく、感染力が極めて高い麻しん（はしか）については、令和８年に入り報告数が増加しており、令和２年以降最多となるペースで感染が拡大しています。

麻しんの更なる感染拡大を防止するためには、国民一人一人が自身の予防接種歴を確認し、必要に応じて麻しん・風しんワクチンを適切に接種することや、都道府県・保健所設置市区が実施する疫学調査等に協力いただくことなどが重要です。

つきましては、別添のとおり、麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様への

メッセージを取りまとめましたので、貴省庁におかれましては、所管分野に応じ、ホームページや広報媒体等を活用した周知や、関係機関等への情報提供について、御協力をお願い申し上げます。

御多忙のところ誠に恐縮ですが、麻しんの感染拡大防止に向け、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

麻しんの感染拡大防止に向けた国民の皆様へのメッセージ

○　重症になりやすく、感染力が極めて高い麻しん（はしか）が、2020年以降最多となるペースで感染拡大しています。麻しん（はしか）は、マスクや手洗いでは感染予防として十分ではなく、ワクチンが重要です。**麻しん（はしか）は、「かかってもたいしたことはない」感染症ではなく、肺炎・脳炎・腸炎などで重症化することも多く、先進国でも重症化することもあり、1,000人に１人死亡するとされている感染症**です。更なる感染拡大防止のため、以下の事項について、ご協力をお願いいたします。

＜麻しん（はしか）を疑う症状がある場合の対応＞

○　**麻しんを疑う症状がある場合は、外出を控える**とともに、**受診する場合には、事前に医療機関に連絡の上、**医療機関の**指示に従ってご対応いただく**ようお願いいたします。

○　感染拡大防止のため、受診の際には、**公共交通機関の利用を可能な限り避ける**ことについて、ご協力をお願いいたします。

＜自治体の疫学調査へのご協力＞

○　麻しん（はしか）の感染拡大防止には、**患者や接触者に対する行政による調査が重要**です。ご協力をお願いいたします。

＜ワクチン接種のご検討＞

○　ご自身の発症予防、重症化予防、集団としての感染拡大防止の観点から、ワクチンは２回接種することが重要です。

○　お子様が麻しん・風しんワクチンの**定期接種の対象である1歳又は就学前1年間**にある場合、**積極的に早期の接種をご検討**ください。

○　海外では大きな流行が複数の国で報告されています。接種が不十分な場合、**渡航の２週間前までに接種することをご検討**ください。

○　**2000年4月1日以前に生まれた方は、当時の感染状況もあり、２回の定期接種が行われていない可能性があります。**母子健康手帳等で、過去の麻しんの罹患歴又は２回の接種記録を確認できない方は、今一度、**麻しん・風しんワクチンの接種をご検討**ください。なお、今回の流行は**10代～40代の方を中心に流行している**ことも踏まえ、特にこの年齢層の方はご検討をお願いいたします。

＜特にご注意いただきたい方々＞

○　特に、以下の方々は、接種が不十分な場合、ワクチンの接種をご検討ください。

・　保育園や学校職員、医療機関職員など、小さいお子さんや患者さんと接触する機会の多い方
・　空港職員、観光業スタッフなど渡航者と接触する機会の多い方

○　また、以下の方々は、感染すると重症化すると言われていますのでご注意ください。

・　妊娠中は麻しん風しんワクチンの接種はできません。早産や流産のリスクがあるため、妊娠前の接種をご検討ください。
・　免疫不全のある方は、主治医の方と相談のうえ、麻しん風しんワクチン接種をご検討ください。
・　乳幼児は、肺炎や脳炎を起こすリスクがありますので、ご家族の接種歴をご確認ください。